別記様式第二十二の十一のニのニ（第三十八条の四の二の二関係）

若年運転者講習通知書

年　　月　　日

住　所

殿

公安委員会　印

道路交通法第108条の２第１項第14号に掲げる若年運転者講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、若年運転者講習は、この通知を受けてから１か月以内に限って受けることができます。やむを得ない理由なく若年運転者講習を受けない場合は、道路交通法第102条の３に規定する特例取得免許が取り消されることとなります。

若年運転者講習を行う理由	
若年運転者講習の場所	
備　　考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又はおおむね縦10センチメートル横21センチメートルとする。